



入園・進級おめでとうございます

新年度がスタートしました。こどもたちが来るのを待っていたかのように、花壇の花は咲き誇り、虫たちも姿を見せています。園庭やお部屋ではこどもたちが思い思いに遊んでいて、楽しそうな声が響いています。

新しい生活で、楽しい気持ちも不安な気持ちもあると思います。お子さんも保護者の方も、それぞれに心も体も疲れてしまうかもしれません、ご家庭ではゆっくりと過ごせるようにしてください。心身のことで何か心配なことがありましたらお気軽にお声がけください。

〔健康診断の目的と役割〕

目的・健康診断は、こどもたちの健康の保持増進

役割・疾病をスクリーニング（ふりわけ）し、こどもたちの健康状態を把握する

- ・園の健康課題を明らかにすることで、健康教育の充実に役立てる
- ・こどもが自分の体について知ったり、考えたりするきっかけになる

〔保護者の方へお願い〕

- 視力検査、聴力検査、歯科健診、尿検査については「異常なし・所見なし」の場合も全員に通知します。その他の検診については、「異常あり・所見あり」の場合のみ、お知らせします。園から結果のお知らせが届いたら、医療機関で必要な検査や治療等を受けてください。また、診断結果を園に知らせてください。
- 園での健康診断は、スクリーニング検査のため、病気や異常の疑いのあるものについてもお知らせします。そのため、病院で詳しい検査をした結果、病気や異常がなかったということもありますのでご理解ください。
- 各健康診断前に、検査の方法や留意事項などを「ほけんだより」でお知らせします。ご家庭でも、お子さんの体を見つめる機会にしてください。

発育測定では…

- ・身長がどれくらい伸び、体重がどれくらい増減したか、バランス良く成長しているかを調べます。
- ・測定日は、頭頂部で髪を結ばないでください（正しい身長が測れません）。
- ・結果は、健康の記録「おおきくなあれ」でお知らせします。

園医・園薬剤師の紹介

内 科	星 和宏 先生	星内科クリニック
眼 科	川久保 洋 先生	川久保眼科
耳鼻科	伴 裕子 先生	伴医院
歯 科	江口 敦美 先生	あつみ歯科
薬剤師	武藤ゆき恵 先生	

健康診断や環境衛生検査をはじめ、園の教育活動において様々な場面でお世話になっています。養護教諭が窓口となって、園医の先生方と連携を図ってまいりますので、お子さんの体の事で心配なことがありましたら、お気軽にご相談ください。



保健室利用について

保健室は幼稚園でのけがの救急処置や、体調不良の際に身体を休める場所です。医療機関ではないので、治療をすることはできません。

休んでもよくなりえない場合は、保健調査に記入していただいた連絡先にお電話し、お迎えをお願いすることがあります。その際はどのような交通手段で来ていただいてもかまいませんので、お子さんの体調にあわせてご判断ください。

園で薬を預かる場合には（与薬依頼票について）…

医師から薬を処方され、園で服用する必要がある場合には、与薬依頼票と一緒に薬をお預かりします（市販の薬は除きます）。園で薬の服用を希望する日は、登園時に薬1回分とともに、与薬依頼票を提出してください。その際、必ず職員に手渡ししていただきますようお願いいたします。お弁当と一緒に薬を入れたり、かばんの中に入れたりして、お子さんに持たせることがないようにお願いいたします。他の幼児が誤飲するなどの恐れがあり、大変危険です。

園で塗り薬を塗布する必要がある場合にも、同様にご連絡ください。

学校感染症にかかったら…

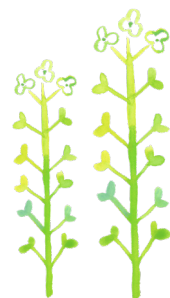
幼稚園は、集団生活の場であるため、感染症が広がりやすくなります。そのため、「園において予防すべき感染症」（別紙参照）にかかった場合は、幼稚園は「出席停止」となります。出席停止期間は感染症により異なります。「出席停止」は欠席扱いにはなりません。ゆっくり休養して健康の回復につとめてください。出席停止期間については別紙の通りです。お子さんの体調により、停止期間が変わることもあります。その場合は、主治医の指示に従ってください。

なお、用紙による届けは必要ありません。感染症と診断されたら、診断名、医師からの指示事項、出席停止期間等を口頭または電話で園へお知らせください。

幼稚園でけがをして医療機関にかかったら…

園でけがをして、医療機関を受診する場合は、保護者の皆様にご記入いただいた緊急連絡先へ連絡のうえ、かかりつけの医療機関を優先し受診します。（連絡が取れない場合、または、かかりつけ医の受診が困難な場合は、園で受診医療機関を決めさせていただくことがあります。）

園では、こどもたちの不慮の災害（けが等）に備えて、**独立行政法人日本スポーツ振興センター**と災害共済給付契約を結んでいます。園の管理下（申請した通園路を使った登降園時も含みます）でけが等をして医療機関を受診した場合、その医療費と見舞金（給付金）の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。園の管理下で起きた災害については、さいたま市医療費助成制度（子育て支援医療）ではなく、原則としてスポーツ振興センター災害共済給付制度を利用してください。尚、さいたま市における医療費助成制度（子育て支援医療）とスポーツ振興センター災害共済給付制度は、重複して給付を受けることができません。



園において予防すべき感染症について

(本文での「学校」表記は、園と読みかえてください。)

園は、集団で生活する場であるため、感染症の流行しやすい環境です。そのために、学校保健安全法において、下記のように「学校感染症」が定められており、感染症が発生した場合には、教育活動上大きな影響を及ぼすことになるため、出席停止や臨時休業（学級閉鎖や園閉鎖）の予防措置をとり、感染症の蔓延を防いでいます。

幼児が下記の「学校感染症」に罹患した際は、主治医の指示に従って治療を行い、出席停止期間の基準をもとに、出席を控えてください。医師からの診断事項、出席停止期間は、園へお知らせください。

〈学校感染症の種類と出席停止期間の基準など〉

第一種：出席停止期間は、いずれも「治癒するまで」

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）、新型インフルエンザ等感染症

第二種

○空気感染又は飛沫感染するもので、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症

感染症の種類	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（ 幼児にあっては、3日 ）を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

第三種：出席停止期間の基準は、症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

○学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

その他の感染症（第三種の感染症として扱う場合もある）：医師の指示に従ってください

手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ウイルス性胃腸炎（ノロウイルスなど）、肺炎マイコプラズマ感染症など

※アタマジラミ、伝染性軟属腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）などは登園を控える必要はありませんが、医療機関を受診し、適切な処置を受けるようにしてください。